

公益社団法人埼玉県社会福祉士会権利擁護センター成年後見制度委員会
ばあとなあ埼玉運営規程

規程第8号
平成25年3月21日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「埼玉県社会福祉士会」という。）の定款第3条に基づき、埼玉県社会福祉士会が行なう成年後見制度に関する事業の運営に関して必要事項を定める。

(名称)

第2条 埼玉県社会福祉士会は「公益社団法人埼玉県社会福祉士会委員会の設置及び運営に関する規程」に基づき、本事業を実施するため権利擁護センター成年後見制度委員会ばあとなあ埼玉（以下「ばあとなあ埼玉」という。）を設置する。

(事務局)

第3条 ばあとなあ埼玉の事務局を、埼玉県社会福祉士会事務所内に置く。

(事業)

第4条 ばあとなあ埼玉は、その目的遂行のために、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 成年後見に関する相談事業
- (2) 成年後見活動の質的向上を図るための連絡会及び各種研修会の開催
- (3) 支援者のための成年後見活用講座
- (4) 成年後見人養成研修
- (5) 候補者名簿に基づく成年後見人等候補者の紹介
- (6) 前号により受任した成年後見人等への支援
- (7) 成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動
- (8) 埼玉県社会福祉士会が法人として受任する後見等事業（以下「法人後見等事業」という。）
- (9) その他関連する事業

(組織)

第5条 ばあとなあ埼玉の運営に関する検討及び管理を行なうため、ばあとなあ埼玉運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 運営委員会には運営委員長と副運営委員長を置く。
- 3 ばあとなあ埼玉の長は、運営委員長をもって充てる。
- 4 運営委員会の委員及び運営については別に定める。

(会員)

第6条 埼玉県社会福祉士会会員であって、成年後見制度への関心と熱意があり、第1条の目的達成に資する活動を行なうものをばあとなあ埼玉の会員とす

る。

2 成年後見候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）の登録者は、ばあとなあ埼玉の会員とならなければならない。なお、候補者名簿への登録については別に定める。

3 入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記入して、ばあとなあ埼玉の長に提出しなければならない。

4 退会を希望する者は、退会届に必要事項を記入して、ばあとなあ埼玉の長に提出しなければならない。なお、既に納付した会費は返還しない。

（会費）

第7条 ばあとなあ埼玉の会員は、別に定める会費を納めなければならない。

2 会費はばあとなあ埼玉の運営に充てるものとする。

（報酬会費）

第8条 ばあとなあ埼玉の会員は、成年後見等受任事件（以下「受任事件」という。）の報酬に応じ、別に定める報酬会費を納めなければならない。

2 報酬会費は、報酬を得られない受任事件の報酬助成及び関連事務経費等に充てるものとする。

（会員資格の喪失）

第9条 ばあとなあ埼玉の会員は、第7条及び第8条に定める会費を2年以上納めなかった時に、会員の資格を喪失する。

（賠償保険）

第10条 候補名簿の登録者は、社会福祉士賠償責任保険に加入しなければならない。

（個人情報）

第11条 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び社会福祉士の倫理綱領に基づいて行う。

（委任）

第12条 この規程に定めるものの外、ばあとなあ埼玉の運営に必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、埼玉県社会福祉士会理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は、平成25年3月21日から施行する。